

審査基準（利用の許可、利用の許可の変更、利用の許可の取消し）

| | |
|-------|--|
| 処分の内容 | 臨江閣の利用の許可 |
| 根拠法令等 | 臨江閣の設置及び管理に関する条例 |
| 条項 | 第4条 |
| 条文 | <p>(利用許可)</p> <p>第4条 臨江閣を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。利用許可を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、臨江閣の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> |
| 審査基準 | <ol style="list-style-type: none"> 1 許可を受けた目的以外の行為を行わないこと 利用許可の権利を第三者に転貸しないこと。 2 火気、危険物（ガソリン等の燃料）等を持ち込まないこと 喫煙をしないこと。 やむを得ず、火気を使用する場合には市火災予防条例に基づき、前橋市消防局に申請を行い、承認を得る必要があるため、必ず事前に企画内容等について相談を行うこと。 3 管理者等、職員の指示に従うこと。 4 利用時間を厳守すること。 利用時間には準備、片付け、撤収の時間を含むものとする。 5 施設や設備等を毀損、汚損しないこと。 万が一、施設や設備等を毀損、汚損等した場合には、原状回復または損害額を賠償すること。 6 利用許可を得た貸室以外の廊下や共用スペース等に荷物・機材等を置くなど占有しないこと。 貸室以外の廊下や共用スペース等で撮影等を行う場合、一般観覧者や他の利用者締め出したり、占有しないこと。 7 机、椅子等を使用する又は機材等を持ち込む場合には、床材、畳、絨毯の保護のため、敷物等で養生を行うこと。 使用後は利用者において原状復帰し、管理人の立ち会いの下、確認を行うこと。 8 許可を得た貸室以外では飲食しないこと。 飲食する場合には敷物等で養生を行うことなお、コンロや固形燃料などの火気を使用しての調理はしないこと。 |

| | |
|-------|--|
| | <p>建物内及び敷地内での飲酒は原則禁止とする。ただし、許可を得た場合はこの限りではない。</p> <p>9 縁側の戸等、施錠された箇所の開錠・開放しないこと。 開錠・開放を希望する場合には、管理者に承諾を得ること。</p> <p>10 許可を得た貸室内であっても、障子・襖等の建具を無断で取り外ししないこと。</p> <p>11 美術品類及び展示品、備品の移動をしないこと。</p> <p>12 室内及び敷地内の掲示物や表示板等を一時的に移動した場合は、必ず元の位置に戻すこと。</p> <p>13 コンサート等における音響は必要最小限にとどめ、近隣住民に迷惑の掛からない範囲で行うこと。なお、音響の使用は午後8時までとすること。</p> <p>14 敷地内への車両の乗り入れを行わないこととし、前橋公園の駐車場を利用すること。 なお、下記については事前申し出等により、敷地内駐車を認めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お身体の不自由な方等（利用時間内）。 ・搬入や搬出車両（搬入・搬出にかかる時間内のみ）。 |
| 関係文書等 | 「臨江閣 貸館利用・団体観覧等についてのご注意【重要】」 |

審査基準（利用の許可の制限、利用の許可の取消し）

| | |
|-------|--|
| 処分の内容 | 臨江閣の利用の許可の制限、利用の許可の取消し |
| 根拠法令等 | 臨江閣の設置及び管理に関する条例 |
| 条項 | 利用許可の制限：第5条 利用許可の取消し等：第6条 |
| 条文 | <p>(利用許可の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他臨江閣の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第6条 教育委員会は、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、臨江閣の利用を中止させ、又は利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。</p> <p>(2) 利用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 災害その他の事故により、利用ができなくなったとき。</p> |
| 処分基準 | <p>1 利用の許可にあたり、付された許可条件を遵守しないとき。</p> <p>2 予約・利用の無断キャンセルを繰り返したとき。</p> <p>3 予約内容に虚偽があると判明したとき。</p> <p>4 許可された利用目的以外で利用、又は権利を第三者に転貸したことが明らかになったとき。</p> <p>5 管理者等の許可なく、施設に特別の設備をし、又は変化を加えたとき。</p> <p>6 故意に施設使用後の原状回復を怠ったとき。</p> <p>7 施設設備を破損し、管理者への報告を怠ったとき。</p> <p>8 故意に利用を許可された貸室以外で飲酒・飲食をしたとき。</p> <p>9 ア 政策又は政治に関する学習活動等のうち、その事業の参加者にとどまらず、利用者一般に対する示威的行為又は勧誘を行ったとき。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>イ その他公有施設かつ重要文化財である臨江閣の政治的中立性に対して、市民の信頼を害するような政治的活動を行ったとき。</p> <p>10 ア 宗教に関する学習活動等のうち、その事業の参加者にとどまらず、他の利用者など不特定多数を勧誘する活動を行ったとき。</p> <p>イ その他公有施設かつ重要文化財である臨江閣の宗教的中立性に対して、市民の信頼を害するような宗教的活動を行ったとき。</p> <p>11 わいせつな行為その他公序良俗に反する行為を行ったとき。</p> <p>12 騒音、悪臭、振動等により他の利用者等に耐えがたい苦痛をもたらすような行為を行ったとき。</p> <p>13 申請者自身に施設を利用する意思が無いにもかかわらず、利用の申請をしているとき。</p> <p>14 同一の利用者が、連続もしくは反復的に著しく多くの利用をしようとするとき。</p> <p>15 その他管理上の支障を生じることが、客観的事実に照らして具体的かつ明らかに予測されるとき。</p> |
| 関係文書等 | 「臨江閣 貸館利用・団体観覧等についてのご注意【重要】」 |